

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和六年十月二十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

指定番号	第六号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和六年十月十一日
指定に係る道路の位置	<p>埼玉県飯能市大字双柳字水押二百六十四―二、二百六十八及び二百七十八―三の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字笠縫字六道四百三十一、四百三十六、四百三十七、四百三十九、四百三十九、四百三十八―七及び四百十八―十二の各一部</p> <p>埼玉県飯能市大字川寺字榎戸四百九十二―一及び四百九十二―六の各一部並びに四百九十二―六の各先</p> <p>埼玉県飯能市大字笠縫字後際六十五―三及び六十五―九の各一部</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>三十六・〇</p> <p>三十四・六</p> <p>二十三・〇</p> <p>十四・〇</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇</p> <p>六・〇</p> <p>六・〇</p> <p>四・〇</p>